

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	水産業共同利用施設復興整備事業	事業番号	C-7-1
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	5,619,359 (千円)	全体事業費	5,619,359 (千円)		
事業概要					
<p>■水産業共同利用施設復興整備事業</p> <p>東日本大震災による災害で、壊滅的な被害を受けた本市の主要な産業である水産業の円滑かつ迅速な復興を図るため、市が水産業基盤再生に必要な施設及び周辺環境を整備し、共同で利用させることによって、早期に水産物の安定供給と経営再開を実現するために総合的な支援事業を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>水産業共同利用施設の整備</p> <p>松川浦漁港原釜地区 : 原釜荷捌き及び管理事務所 A=6,827 m<sup>2</sup>, 原釜共同集配施設 A=1,125 m<sup>2</sup> 原釜海水浄化施設 A=77.9 m<sup>2</sup>, 原釜漁具倉庫施設 A=10,500 m<sup>2</sup> A=1,750 m<sup>2</sup></p> <p>松川浦漁港磯部地区 : 上架施設修理 建物面積 A = 300 m<sup>2</sup> 漁具倉庫施設 建物面積 A = 650 m<sup>2</sup> 水産物加工流通施設整備事業 敷地面積 A=16,500 m<sup>2</sup> 建物面積 A = 3,990 m<sup>2</sup></p> <p>▼位置付け</p> <p>[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 4 項 漁業基盤整備(P34)</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 24 年度～平成 27 年度&gt;</p> <p>松川浦漁港原釜地区 : 原釜荷捌き及び管理事務所、原釜共同集配施設、原釜海水浄化施設、原釜漁具倉庫施設</p> <p>&lt;平成 25 年度～平成 27 年度&gt;</p> <p>松川浦漁港磯部地区 : 水産物加工流通施設</p> <p>&lt;平成 26 年度～平成 27 年度&gt;</p> <p>松川浦漁港磯部地区 : 上架施設修理、漁具倉庫施設</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災により、本市沿岸部において、2,000ha を超える面積は津波により被害を受け、市沿岸部にある漁港内でも、ほとんどの施設が流出、全壊の被害を受けており、残った施設についても、柱のみとなるなど施設として機能しない状況となっている。</p> <p>また、水産業に欠かせない漁船についても、津波の被害によりほとんどが流出、大破し、現在は津波を避けるため沿岸に避難した船だけとなっている。</p> <p>沿岸部に住む多くの方は、自宅を津波で流され、船や漁具、漁具を収める倉庫など、すべてのものを失っており、将来の見通しが立っていない状況である。</p> <p>さらに追い打ちをかけるように、漁の自粛が決定され、解除の見通しも立っていないため、離職を考える人も少なくない。</p> <p>市の主要な産業である水産業がこのままでは立ち直ることもできないことを危惧しており、早期に支援策を講じる必要があると考えている。</p> <p>しかしながら、相馬双葉漁業協同組合では、現在水揚げがなく、収入がない状況であり、かつこれまでの復旧・復興作業のための費用を支出しているため、これ以上財政的に負担することはできないため、市が水産業基盤整備を実施し、いち早い再開を支援するために本事業を実施することとした。</p> <p>事業実施については、新たな土地利用方針にもとづき、水産業を集積させることを考えているが、使用できる面積が限られているため、共同で利用できる施設とし、有効活用を図りたい。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>松川浦漁港では、県事業として漁港施設(護岸、船曳き場)復旧事業を実施、また、漁港背後地(道路含む)についても、地盤沈下が著しいため、地盤嵩上げを実施予定。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	73	事業名	下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業） （尾浜地区）	事業番号	D-21-2
交付団体	市		事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	1,925,691（千円）		全体事業費	3,204,377（千円）	

事業概要

■下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業）

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域のうち、地盤沈下に伴い一部満潮時および雨天時において、市内東部地区と中心市街地を結ぶ幹線道路や住宅周辺道路が冠水し、通行することができず、生活支障をきたしているため、排水対策として雨水幹線を整備することで、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復にも資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

対象面積 尾浜地区、61.6ha

事業内容：ポンプ場用地買収、管路整備、仮排水  
ポンプ場及び付帯施設・設備整備

▼位置付け

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)  
〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第9項 防災体制整備(P43)

当面の事業概要

<平成 24 年度>

①都市計画決定、下水道事業の変更認可等の手続き

<平成 25 年度>

- ①ポンプ場用地等の用地買収
- ②管路整備
- ③ポンプ場基礎工事及び上屋工事
- ④仮排水

<平成 26 年度～平成 27 年度>

- ①ポンプ場基礎工事及び上屋工事
- ②機械、電気工事
- ③仮排水

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により市内全域で地震による地盤沈下（40 cm程度）が発生した。  
特に市沿岸部で松川浦近隣の尾浜、和田地区については、特に地盤沈下の影響が大きく、月に2回ほど起きる満潮時には、道路はもとより宅地内まで海水が浸水する。道路については、市街地への幹線となっている道路が冠水することで車での通行が不可能となり、原集落内で生活再建を図ろうと考えている人や現にそこで生活している人が孤立する状態となっている。  
また、雨天時においても同様に冠水する事態となっているため、台風等雨量の多い時期の冠水による孤立化、場合によっては地区住民の一時避難も懸念されるため、早急な対策が必要となっている。  
対策として道路及び宅地の嵩上げ等も考えられるが、浸水影響範囲が広くかつ嵩上げだけでは対処できないほど地盤沈下をしている状況である。  
については、地区内の生活基盤の復興を図るため、排水施設を整備し、恒久的な排水対策を講じることにより、震災前以上に安全で住み良いまちづくりを推進するもの。

関連する災害復旧事業の概要

被災地域については、道路、水道、公共下水道（污水）等の災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	